

熊本県木材産業等高度化推進金融融資制度に係る合理化計画事務取扱要領
(昭和54年11月22日制定)
〔沿革〕

昭和55年 9月30日改正
昭和56年 5月14日改正
昭和56年 9月 6日改正
昭和57年 9月30日改正
昭和58年 6月16日改正
昭和60年 2月 1日改正
昭和63年11月14日改正
平成 3年 1月29日改正
平成 4年 3月21日改正
平成 5年12月17日改正
平成 6年10月 4日改正

第1 趣旨

この要領は、林業等振興資金融通暫定措置法(昭和54年法律第51号)、林業等振興資金融通暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号。以下「令」という。)及び熊本県木材産業等高度化推進金融融資制度要項(昭和54年熊本県告示第916号。以下「要項」という。)に定める合理化計画(以下「合理化計画」という。)の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

第2 申請

合理化計画の認定を受けようとするもの(以下「申請者等」という。)は合理化計画認定申請書(別記様式1及び1の2。以下「認定申請書」という。)に所要の添付資料を添えて知事に提出するものとする。

第3 認定

- 1 知事は、認定申請書の提出があったときは、別に定める認定基準により内容審査のうえ、適当と認められたときは、これを認定するものとする。
- 2 知事は、前項の認定をしたときは、申請者等に対し、合理化計画認定書(別記様式2及び2の2)を交付するとともに、要項第2条に規定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)に対し、合理化計画認定通知書(別記様式3)により通知するものとする。

第4 変更の申請

合理化計画の認定をうけたもの(以下「認定者等」という。)が、合理化計画

に関し、次の各号に掲げる変更をしようとするときは、合理化計画変更認定申請書(別記様式4)に所要の添付資料を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 事業の経営改善又は木材の生産部門もしくは流通部門の構造改善の基本的方向の変更
- (2) 木材産業等高度化推進資金を利用して行う各年度における事業費の3割以上の変更

第5 変更の認定

合理化計画の変更の認定については、第3の規定を準用するものとする。この場合において、「合理化計画認定書(別記様式2及び2の2)」とあるのは「合理化計画変更認定書(別記様式5)」と、「合理化計画認定通知書(別記様式3)」とあるのは「合理化計画変更認定通知書(別記様式6)」と読み替えるものとする。

第6 認定の取消し

知事は、令第4条第3項の規定により合理化計画の認定を取り消したときは、当該認定者等に対し、合理化計画認定取消書(別記様式7)を交付するとともに、指定金融機関に対し、合理化計画認定取消通知書(別記様式8)により通知するものとする。

第7 申請の手続

- 1 申請者等が知事に対して行う書類の提出は、提出部数3部とし、申請者の住所地を所管する県事務所の長を通じて行うものとする。
- 2 県事務所の長は、書類の提出を受けたときは、2部を知事に送付するものとする。

第8 標準処理期間

合理化計画の認定申請及び合理化計画の変更認定申請を受理してから知事が当該申請に対する処分を行うまでに要すべき標準的な期間については、1か月とする。